

町民の皆様へ

9月23日から24日にかけて、本町に甚大な被害をもたらした台風15号により、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、そのご家族や被災された方々に心よりお悔みとお見舞いを申し上げます。

この度の台風では、町内の至る所で災害が発生しました。町の主要道路である国道362号や県道川根寸又峡線には土砂が流出し、近隣市町へのアクセスが断たれ孤立状態に陥りました。しかしながら、町内の建設関連会社の皆様のお力で、1日で道路が開通し救援活動や物資輸送が開始され、町は大いに助けられました。

発災直後から、国土交通省、自衛隊、警察、消防をはじめとする多くの防災関係機関が駆け付けられ、被災者の救出活動、水利確保などにご尽力いただきました。また、県内市町、事業所、個人の皆様から多くの水や食料などをご支援いただきました。現在も日常生活を取り戻すために町民をはじめとするボランティアの皆様の力をお借りしているほか、全国から応援物資やご寄付が寄せられておりますことに深く感謝申し上げます。

今後は1日も早い復興、日常生活を町民の皆様へ届けるために、道路や河川の復旧、生活再建に向けた支援などを関係機関と協議、実践していきます。そして今回の災害の原因究明に向けて県などと協力し、調査を進めて参ります。

町は、被災された皆様の生活再建を最優先に全力を尽くして参ります。町民の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

川根本町長 蘭田 靖邦

り災証明書・被災証明書の発行

- 申請受付：税務住民課（本庁舎1階）
- 申請期限：災害発生日から6カ月間
- 申請者：被災した本人またはその家族

▶ 申請方法などは、税務住民課にお問合せください。

【問】 ☎（56）2223



【中小企業向け県制度融資】

- 取扱期間：2023年1月3日（火）まで
- 融資限度額：5,000万円
- 申請者：県内で6カ月以上同一事業を営んでいる中小企業者、組合

▶ 申請方法・お問合せ先などの詳細は、右QRコードにアクセスしてご確認ください。



り災証明書の発行を受けた方へ

▼ 住宅の応急修理制度について▼

- 対象者：り災証明書の発行を受けた方
- 受付場所：税務住民課（本庁舎1階）

▶ 手続きの流れなど申請方法については、税務住民課にお問い合せください。

【問】（56）2223



支援情報などはホームページで掲載

町ホームページでは、台風15号の被害にあわれた皆様に対する支援情報や公共交通機関の利用状況について掲載しています。以下QRコードにアクセスして、ご確認ください。

【問】 川根本町災害対策本部
☎（56）2220

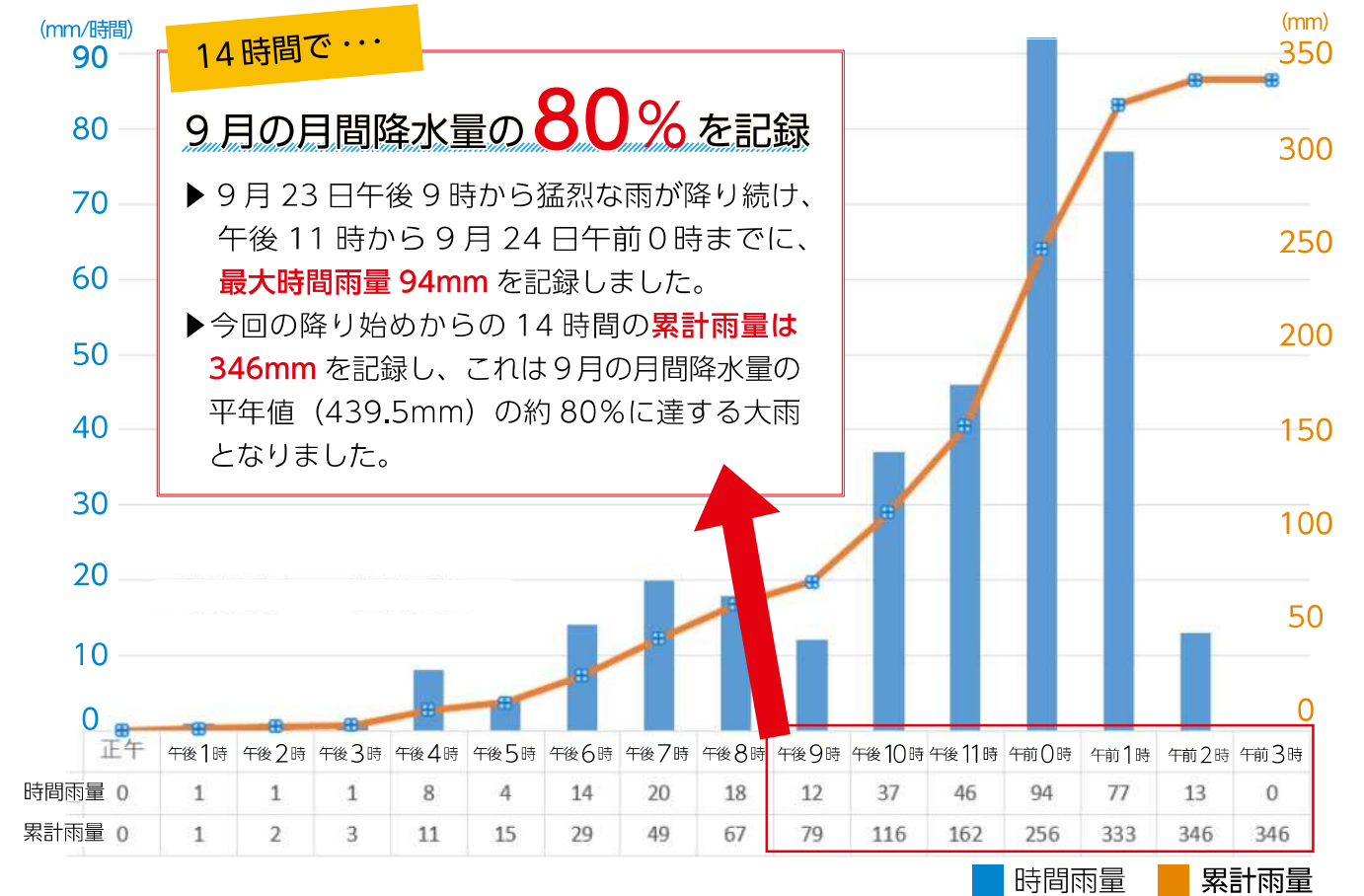


台風15号の被害にあわれた皆様へ

9月23日から24日にかけて川根本町をおそった台風15号により、被害を受けられた多くの皆様に心からお見舞い申し上げます。

本号では、発災当時の累計雨量や町内の被害状況などをお伝えするとともに、被災された皆様への支援体制についてお伝えします。

9月23日から24日までの時間雨量と累計雨量



町内の被害状況一部抜粋【9月28日時点】

▶ 住家被害

全壊3件、半壊1件、床上浸水1件、床下浸水2件、非住家9件（倉庫など）

▶ 孤立地域

壱町河内区18世帯が孤立状態に
※現在は地名区の若者定住促進住宅などへ4世帯13人が避難しています。

▶ 断水状況

町内6地区1,251世帯で発生
※10月1日には全地区で仮復旧し、断水は解消されました。

● 町内全域の被害状況については、災害対策本部で情報を取りまとめ、次号以降の広報紙などで皆様にお知らせします。